

坂祝町事業者燃料費等

高騰分助成給付金

受付開始
R7年5月15日～

- ・原油価格・物価高騰の影響により、**電気、ガス、ガソリン**又は**軽油等の燃料費**に対する負担が増加し、経営が圧迫されている坂祝町内に所在する**事業者**に対し、事業の継続を支援することを目的として助成給付金を給付します。（参照：坂祝町事業者燃料費等高騰分助成給付要綱）

給付対象者

- ・令和5年1月から12月までの期間に原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者。
- ・町内に所在する中小企業者又は小規模事業者。（参照：注1）
- ・令和4年4月1日以前から坂祝町に所在する事業者。（参照：注2）
- ・令和7年4月以降も1年以上に渡り事業を継続する意思があること。
- ・事業により売上を得ていること。
- ・町税等の滞納がないこと。
- ・坂祝町暴力団排除条例に該当しない者。

注1：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条第5項に規定する小規模事業者。

注2：事業者の定義 ※事業者は確定申告単位とする。

－中小企業者又は小規模事業者

－温室、ビニールハウスその他園芸用施設を用いて野菜、花き、果樹その他園芸作物を生産する個人、法人

－医療及び福祉サービス事業所又は施設に係る運営を行う者

給付額

- ・ **令和6年1月から12月までに使用した燃料等に係る費用** - **令和5年1月から12月までに使用した燃料等に係る費用**

= **給付金の額**（原油・物価高騰で負担が増加した部分）

- ・ 1事業者に対しての給付対象費用の上限は**10万円**となります。
- ・ **別添様式：申請額計算書**※にて給付額を算定します。

※虚偽の申請その他の**不正手段により給付を受けたことが明らかになった場合、全額返還**となります。

※事業終了後、証拠書類に関して実地検査に入ることがあります。
証拠書類は各自で保管してください。

申請時の必要書類

- 1.助成給付申請書：様式第1号（坂祝町公式サイト、商工会サイトよりダウンロード）
- 2.申請額計算書：申請補助様式（坂祝町公式サイト、商工会サイトよりダウンロード）
- 3.通帳の写し：普通預金の場合 見開き1ページ目
- 4.事業確認書類（商工会員以外）：身分証明書、確定申告書、営業許可証など。

※国及び県などによる補助又は助成を受けている燃料費等については対象としません。

申請期間 令和7年5月15日～10月31日※

※予算範囲に達した時点で申請終了します。

申請・お問い合わせ

坂祝町商工会

TEL: 0574-26-7667

この事業は坂祝町から坂祝町商工会が委託を受けています。